



【本号の内容】

- ◇ 『少子化社会対策白書』に見る経済利潤の追求と
その手段となる人口対策 長南博邦 2
- ◇ 2018年版『高齢社会白書』の検討 清水英宏 3
- ◇ 総務省が新たに「未活用労働」調査を開始 柴戸善次 5
- ◇ 書評 『新・日本の階級社会』（橋本健二 著） 福田 実 7

*掲載の内容は執筆者の個人の見解によるものです



アメリカフヨウ

夏に元気なアメリカフヨウ

(写真・文 長南博邦)

『少子化社会対策白書』に見る

経済利潤の追求とその手段となる人口対策

前野田市議会議員 長南 博邦

今年度の少子化対策予算を含め194ページの『平成30年版少子化社会対策白書』（以下、白書）は、第1部の少子化対策の現状では「少子化をめぐる現状」と「少子化対策の取組」を、第2部少子化対策の具体的実施状況では「重点対策」と「きめ細かな少子化対策の推進」をまとめている。

確かに現状の分析と把握には役立つが、なぜ少子化になっているのか、少子化や人口減は悪いことなのかという疑問は消えない。未婚の増大や出生率の減少は先進国の避けられないものなのか。寿命が延びているのは食料や医療などが一定の水準にあると誇ってよいものではないのか。

しかし、高度成長期の、そして世界の競争に打ち勝った「Japan as No. 1」という記憶は、その後の30年にわたる停滞は許せないなのであろう。だが、資本の利潤は80年代後半のバブル期を超えている。大資本の一人勝ち状態は80年代の国労、総評つぶしと、95年の「新時代の日本的経営」で打ち出された不安定雇用、非正規労働のシナリオがもたらしたものだ。

また子育てや教育費用の増大や保育所等の施設不足がどれだけ負担になっているのか、不安をもたらすのか、政治の責任で解決すべきこれらの課題の本質に迫りはしない。

子育てにおける要求の強い子ども医療費の無料化や助成は政府として対応しない。それどころか、自治体独自政策で無料化を進めれば国民健康保険の国助成を削減するペナルティを課していたのはついこの間のことだ。保育所についても予算を削減するために公営から民営化の流れをつくり、保育士の専門家としての誇りを奪う劣悪な労働条件を当然として、保育士不足を招いてきたのはこれまでの自公政権の結果である。

1979年に政府は国際人権規約を批准したが、その第13条にある中・高等教育の漸進的無償化は留保し続け（民主党政権時の12年撤回。当時留保していたのは日本とマダガスカルのみとなっていた）、国立大学の授業料を値上げし続けた。そこには国際人権規約にある「能力に見合って、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」という教育における社会権を限りなく無視してきたことが見てとれる。

その結果、幼少から進学塾に通えるかいなか、家庭の資力によって子どもの将来が左右される現実と、学生ローンといわれる奨学金問題が起こる下地が生まれてきた。それに対してその現実に直面する各地の自治体は学習支援として、塾に通えない子のために補習塾や公営塾開設、塾費用助成などが広がっている。

有利子貸与型の奨学金に対する批判の高まりの中で、政府は給付型奨学金を導入したが、所得制限（住民税非課税世帯）かつ成績優秀者という条件であり、今年度の対象者はわずか約2万人、財産状況も生活保護に準じるように徹底的な調査が前提だ。

労働の質の向上と生活支援こそが求められる

白書は非正規労働者が日々の生活を維持するのにきゅうきゅうとしており、結婚や出産の希望を失っていることから目をそらさざるを得ない。ただ、生涯未婚率や子どもの貧困などの用語を使って、さもすっかりやっていますとのイメージをつくりあげる。正規労働者においても長時間過密労働は家庭や家族生活を犠牲にし続けるし、一度正規雇用の場を失ったら一生非正規の仕事しかないのではとの恐怖に駆られている。または君は勝組なんだから余計なこと気に取られるな、もっと成果を出せとのマインドコントロールを受けているのかもしれない。

本来の少子化対策は、8時間労働で人間らしい生活が営める雇用の質の改善が最前提だが、白書の現状認識にある100万人を切る年間出生数や、合計特殊出生率の推移と外国との比較、低下する結婚件数や婚姻率、未婚率の上昇、就労形態による家族形成状況、女性の出産前後の就労割合の上昇、男性の長時間労働は、過去一貫した資本利潤やそれにつらなる富裕層が社会的負担を嫌って法人税減税や所得税減税を追い求めてきた結果だ。

それにもかかわらず白書は「人づくり革命」を特集し、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」を打ち出す。そこに幼児教育の無償化や待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善をうたい、これらの政策を実現する安定財源として消費税率10%への引上げを活用するという。そしてその狙いは相変わらず資本の利潤を生み出す生産性革命であり、Society 5.0における世界的競争の勝利を目指すものと一体といってよい。「少子化社会対策白書」はそのことを正直に語っている。

Society 5.0

内閣府の説明によると、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

2018年版『高齢社会白書』の検討

清水 英宏

6月19日に2018年版『高齢社会白書』が内閣府から公表された。『高齢社会白書』（以下、白書）は、高齢社会対策基本法（1995年成立）に基づき、1996年から毎年政府が国会に提出している年次報告書である。高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしている。

白書は、「平成29年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」で「第1章 高齢化の状況」と「第2章 平成29年度高齢社会対策の実施の状況」が、「平成30年度高齢社会対策」は第3章で報告されている。

昨年と大きく違う点は、「高齢社会対策大綱」が改定され、今年2月16日に閣議決定されたため、その内容の説明が入っていることである。「高齢社会対策大綱」は高齢社会対策

基本法によって、政府に作成が義務付けられているもので、「政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針」となるものである。このところ、5年ごとに見直しされている。

白書の第1章は、「第1節 高齢化の状況」、「第2節 高齢期の暮らしの動向」、「第3節〈視点1〉新しい高齢社会対策の策定、〈視点2〉先端技術等で拓く高齢社会の健康」に分類して記述されている。高齢化の状況と高齢期の暮らしの動向は、例年ように膨大な図やグラフを使い、現状を説明している。少子高齢化のデータを駆使し、高齢者の生活上の課題の提示を行っており、現状の傾向を理解するためには役に立つ。

しかし、今後の政府の高齢者対策を理解するには、「新しい高齢社会対策大綱の策定」と「先端技術等で拓く高齢社会の健康」が重要である。大綱では、目的を「65歳以上を一律に『高齢者』とみる一般的な傾向はもはや現実的でない。70歳やそれ以降でも意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来。」「高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくる。」と掲げる。そして、基本的考え方として、①年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す、②地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る、③技術革新の成果が可能になる新しい高齢者対策を志向する、を掲げる。

高齢者の寿命、とりわけ健康寿命が延びており、65歳以上になっても就労意欲が高い（実態は低年金で働かざるを得ない）などと持ち上げ、エイジレス社会を目指すと言う。

また、高齢期の暮らしは、政府支出を抑制するためにお金をかけず、過疎化・過密化で崩壊する地域コミュニティの再構築で乗り切ろうと画策している。トピックス欄では、オランダの「ソーシャルヴァイクチーム（社会近隣チーム）」という介護保険のサービスを社会サービス法に移行し、地域で支えるしくみ、ドイツの「多世代の家」、日本では「京都市居住支援協議会の取組」を紹介し、地域コミュニティでのとりくみがいかに必要かと訴えている。

技術革新の成果が可能になる新しい高齢者対策では、「先端技術等で拓く高齢社会の健康」を取り上げている。昨年度、内閣府は「高齢者の健康に関する調査」を実施し、①「健康と日常生活」で、外出の頻度や会話の頻度などを、②「医療サービスの利用と移動手段」で、医療サービスの利用頻度と、医療サービス利用時の移動手段などの結果報告が掲載されている。「科学技術で拓く日常生活の健康」ではAI（人工知能）を使ったロボットの活用として「コミュニケーションロボット」を紹介している。「科学技術で拓く医療サービスへのアクセス」ではICT（情報通信技術）を活用した遠隔医療を紹介している。さらに、総務省の「通信利用動向調査（平成28年）」を紹介し、インターネットの利用状況も報告している。トピックス欄では、「シニアの企業支援『高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業』～兵庫県の取組～」、「支え合いの地域づくりに向けた高知県の取組～あったかふれあいセンターにおけるつながり・支え合いの地域支援活動～」、「先進技術の導入に向けた北九州市の取組～介護ロボットの活用やICTを用いた先進技術の導入等について～」が挙げているが、今後の政府の望みを象徴している。

最後に、「高齢社会対策関係予算分野別総括表（平成29年度、30年度）」が載っているが、社会保障費増を5千億円以内に抑制する方針が貫徹されている。年金、介護、医療は特別会計予算ではかなりの増額になっているが、一般会計レベルでは、年金約2100億円、高齢者医療約963億円で止まり、介護サービスの充実はマイナス約1億7千万円である。

白書は、一言でいうと、1億総活躍社会、人生100年時代（これからも100歳まで生きる人は限られるのに）などと、高齢者を持ち上げ、70歳以降も働けとの進軍ラッパのようである。

総務省が新たに「未活用労働」調査を開始

柴戸 善次

総務省は毎月、全国約4万世帯を対象に労働力調査を実施し、就業者や完全失業者の数、完全失業率などを公表している。この労働力調査で今年1月から「未活用労働」の項目が加わり、これに基づく初の「未活用労働指標」が5月11日に公表された（「労働力調査詳細集計」18年1～3月期）。

総務省は、「未活用労働指標」を導入した背景を、「非正規雇用の増加に見られるように就業の形態は多様化し、雇用・失業情勢を取り巻く環境も一様でなくなるなど、就業を巡る状況は大きく変化」してきたことから、「雇用情勢をより多角的に把握する」ため——と説明している。総務省は、これから、四半期ごとに「未活用労働指標」を公表していく（毎月公表の「労働力調査基本集計」には含まれない）。

「未活用労働」の把握～新たに「失業者」等の区分を導入

総務省は、「未活用労働」の把握のため、「就業者」「完全失業者」に加えて、①「失業者」②「追加就労希望就業者」③「潜在労働力人口」の三区分を新たに設けた。「未活用労働」は、この三つを合わせた概念である。

失業者と失業率

これまでも「失業者」の調査はあったはずだ——と思うのがふつうだ。だが、一般に「失業者」と呼ばれていたのは、正確には「完全失業者」のことだった。

従来からの「完全失業者」の定義と、新たな「失業者」の定義は、次のとおり。

▽完全失業者＝①就業していない、②1週間以内に求職活動を行っている、③すぐに就業できる、の三つの要件を満たす者

▽失業者＝①就業していない、②1か月以内に求職活動を行っている、③すぐに就業できる、の三つの要件を満たす者

両者の違いは、どのくらいの「以内」で求職活動をしていたのか、にある。国際労働機関（ILO）は、この失業者規定での求職活動について、「4週間または1か月以内」との基準を定めている。日本の「完全失業者」の規定は、ILOの「失業者」基準より狭く、当然に「失業者」よりも少ない人数となる。だから、「完全失業者」は日本での失業実態を低く見せるものとして批判の対象だった。この意味で、新たな「失業者」区分は、本来のILO基準をも取り入れたことになる。

上記に基づいた「完全失業率」と「失業率」の定義は、次のようになる。

▽完全失業率＝完全失業者÷（就業者＋完全失業者）

▽失業率＝失業者÷（就業者＋失業者）

この定義に基づいて今年1～3月の平均を見ると、失業率は2.7%、完全失業率は2.5%だった。

ただし総務省は、「失業率」という用語の使用はあくまで拒否し、導入した「未活用労働指標」の一つとしての「未活用労働指標1（LU1）」と呼んでいる。

なお、各国が重視する失業状態に関する統計基準は、それぞれに異なっている。

追加就労希望就業者

新たな加わった「追加就労希望就業者」の定義は、次のとおり。

▽追加就労希望就業者＝①就業者である、②週35時間未満の就業時間である、③就業時間の追加を希望している、④就業時間の追加ができる、の四つの要件を満たす者

このように、「追加就労希望就業者」とは、現に就業している者の中から、もっと働こうという者を探し出して活用しようというもの。総務省は、「具体的には、パートなどで働いている女性などでフルタイム勤務を希望している者や、生産調整などの会社都合で短時間勤務となっている者などが考えられます。」と述べている。

潜在労働力人口

新たな加わった「潜在労働力人口」は、「拡張求職者」と「就業可能非求職者」を合わせたもの。この二つの定義は、次のとおり。

▽拡張求職者＝①就業していない、②1か月以内に求職活動を行っている、③すぐではないが2週間以内に就業できる、の三つの要件を満たす者

▽就業可能非求職者＝①就業していない、②1か月以内に求職活動を行っていない、③就業を希望している、④すぐに就業できる、の四つの要件を満たす者

このように、「追加就労希望就業者」とは、いまは就業していない者の中から、働くことができる者を探し出して活用しようというもの。総務省は、「潜在的に就業することが可能な者」のことであり、実態は「失業者に近い状態の者」のこと、と説明している。

なお、この「潜在労働力人口」は、統計上では、「非労働力人口」の中に含まれる。

“未活用労働者” — 「女性の短時間労働者に多く偏在」

では、初の「未活用労働」調査（18年1～3月期）で、どれほどの“未活用労働者”がいたのか。それは次のとおり（四捨五入）。

▽失業者 184万人（男性105万人、女性80万人）

*完全失業者は169万人なので、求職活動期間を拡大することで、新たに約15万人の“未活用労働者”を発見したことになる。

▽追加就労希望就業者 177万人（男性44万人、女性133万人）

*とくに女性に“未活用労働者”が多いことが注目された。もともと女性にパート労働など短時間労働（非正規労働者）が多いが、この中で約133万人がさらに働くことを「希望」していることになる。

▽拡張求職者 2万人（男性1万人、女性2万人）

▽就業可能非求職者 35万人（男性14万人、女性20万人）

*「拡張求職者」と「就業可能非求職者」を合わせた「潜在労働力人口」は約37万人になる。

この調査結果などから、例えば『みずほインサイト』（みずほ総合研究所発行）は、「国際比較等からみると、日本には女性の短時間労働者の中でもっと働きたいと希望している人が多く偏在していることが明らかだ。労働供給を伸ばす余地は女性労働力の追加的な活用が鍵になる。」とレポートしている。しかし、非正規・不安定就業の解消ではなくて、より長時間働かせる思惑の先行は本末転倒と言える。

「未活用」という企業の論理、そして、「消えた労働者」

「未活用」という表現は、まさに雇用する側（＝企業）から見たものだ。

今年6月2日、NHK報道番組が「ミッシングワーカー（＝消えた労働者）」を取り上げ、大きな反響を生んだ。「今、40代・50代の働き盛りの世代に異変が起きている。親の介護などがきっかけで働けなくなる人が増えているのだ。独身中高年650万人のうち6人に1人が無職、特に介護は独身者ほど負担が重い。こうして、長期間、働けなくなり、求職活動もあきらめてしまう人はミッシングワーカー（＝消えた労働者）といわれ、問題視され始めている。」というのだ。

いまや毎年約10万人が親の介護・看護で離職を余儀なくされ、そして、日本には100万人を超える「消えた労働者」が存在する。ところが、これらの人の大部分は、“未活用労働者”の範囲にも含まれない。そもそも就業できる状態にないからである。

だが、介護離職者は「労働」から離れていない。親の介護という労働を毎日つづけている。雇用から離れた労働は“賃金”収入に結びつかず、介護離職者は親の年金やこれまでの預貯金に頼る厳しい生活を余儀なくされている。私たちの中にも、「労働＝雇用労働」とつい考えてしまう“資本主義の粕漬け”状態がまだある。ここからの脱却することの大切さを、いま、「未活用」労働調査と「消えた労働者」問題が教えている。

【書評】

『新・日本の階級社会』（著者：橋本 健二）

福田 実

▽ 橋本 健二著 『新・日本の階級社会』

講談社現代新書 2018年 1月刊 定価：900円＋税

本書の著者：橋本氏は、1959年、石川県生まれ。東京大学教育学部卒業、現在、早稲田大学人間科学学術院教授（社会学）。専門は理論社会学で、著作は多数です。

1、豊富なデータ（302頁の本に72の図表など掲載）を基に著述

著者はこの本の著述に当り、2015年のSSM調査データと16年の



首都圏調査データに、官庁等の統計を加味し、それらを分析したり、相互関係を推測したりしながら執筆しています。ちなみに、SSM調査とは「社会階層と社会移動」研究を目的とする社会調査で、日本では1955年に日本社会学会などによって第1回調査が行われ、以降10年ごとに実施されているものです。世論調査では一見、日本人の一億総中流意識は一貫しているように見えますが、SSM調査では設問の方法を少し変えただけで、それが崩れつつあることが分かります（28頁～）。

2、アンダークラスという新しい「階級」を含む5階級構造「新しい階級社会」を提起

私たちは「21世紀宣言」で「資本家階級」「労働者階級」「農民、漁民と小経営者（中産階級）」に階級を大別します。ところが著者は「資本家階級」「新中間階級（専門・管理、上級事務職《男性》）」「（新中間階級を除く）正規労働者」「アンダークラス（非正規労働者）」「旧中間階級」に大別しています。つまり、私たちが考える「労働者階級」を3つの階級「新中間階級」「正規労働者」「アンダークラス」に分けて、分析しているのが特徴です。その当否は別としてその理由を著者は、「労働者階級内部での格差」に置いています（第2～3章）。このように階層別に見ることで、その意識状況や支持政党の傾向が見分けられるという点での実践的意義も確かにはっきりしてきます。

なお、「アンダークラス」とは929万人ほど存在する「パート主婦を除く20—60歳未満の非正規労働者」を指します。

3、「格差拡大を容認し、自己責任論を強く支持し、

所得再配分をかたくなに拒否するのは自民党支持者の特徴」（234頁）

著者は第7章「より平等な社会を」で「格差をいかにして縮小するか」として政策を提示していますが、その多くは私たちも共有できると思います。ただ、実践運動への言及が少ないのは無いものねだりかも知れません。その政策の前提として「格差縮小への合意づくり」と「その障害になっている自己責任論」への対処の重要性を述べています。

各階級（又は階層）の現状分析では、私たちが参考にすべきものも多々あります。「維新の党（当時）を除く野党と公明党は、格差拡大に批判的な人々から支持を集めている」「新中間階級と正規労働者は貧困層に対して現状ではかなり冷淡」「所得再配分への賛否は、支持政党を決めるもっとも重要な要因のひとつ」「多数派である無党派層は、格差拡大の事実を認め、これに批判的で、また自己責任論を否定するところまでは自民党以外の支持者に近いが、所得再配分を支持するまでには至らない。まさに格差に対する意識の上でも中間的」「アンダークラスでは、所得再配分を支持する人ほど排外主義的な傾向が強い」などなど。

4、著者の結語「（日本社会の未来は）弱者とリベラル派を結集する政治勢力の形成」に

「もし格差社会の克服を一致点とする政党や政治勢力の連合体が形成されるなら、その支持基盤となりうる階級・グループは既に存在しているといっていいただろう。アンダークラス、パート主婦、専業主婦、旧中間階級、そして新中間階級と正規労働者のなかのリベラル派である」と言う。

私たちは「社会主義」を目指す過程として、いま憲法を生かす連合政府実現に向け奮闘しています。現状の階級・階層の状態・意識などを分析し、闘いを進めよう。来年の統一自治体選挙や国政選挙を見据え、この著書は大いに参考になると思う。